

都市景観形成地域に係る景観形成基準 チェックリスト（新港突堤西）

* 必要事項を記入の上、「都市景観形成地域等内における行為の届出書」に添付してください。
 * チェック欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「-」を記入してください。

記入者	住所	〒
	所属・氏名	
	T E L	
※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。		

制限の内容		チェック	計画内容
配置・ 形態	建築物等の 高さ及び幅	・眺望景観形成区域（特定街区、高度利用地区、都市再生特別地区、および高さの最高限度が定められている地区計画区域・景観計画区域を除く。）において高さ 60m以上の建築物等の高さ及び幅は、下記の基準によるものとする。	
	(1)	各部分の標高は、下記により算定した標高 (Z)を超えないこととする。(標高は、東京湾平均海面からの高さとする。) 《算定式》(単位：m) $Z=0.0652401X-0.0259351Y+11652$ X、Y：平面直角座標系（5系）における各部分の座標値	(算定式による標高Z) (建築物の標高) m m
	(2)	高さ 60m以上の部分について、都市計画道路中央幹線に概ね並行する方向の幅を 40m以内とする。	(高さ 60m以上の部分の幅) m
屋外広告物	・屋上広告物は設置しないこと。		

その他配慮事項